

風連町・名寄市合併協議会  
第12回 基本項目等検討小委員会

日 時 平成16年10月22日(金)午後3時～  
会 場 名寄市民文化センター 視聴覚室

1. 開 会

向井原幹事：本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから風連町・名寄市合併協議会第12回基本項目等検討小委員会を開催させていただきます。

この会議については、小委員会の規定によりまして、成立には過半数の出席が必要とされていますが、本日は17名の委員のうち12名が出席されてございますので会議が成立したことをご報告申し上げます。

尚、林委員、山崎委員については、少し遅れて出席と聞いていますし、斉藤委員、西村委員、木賀委員については、本日欠席と伺っておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、これからの進行については、委員長さんが議長を務めていただくということになっておりますので、福光委員長さんのもとの進行をよろしくお願いしたいと思います。

2. 委員長挨拶

福光委員長：皆さん、どうもご苦労さまでございます。

19日に第11回のこの基本項目小委員会が開催されて、本当に日にちが経たないうちにまたこうして開催をさせていただきましたけれども、大変審議していただく項目が詰まっておりますので、短期間のうちに何回かこうした委員会を持たなければならないということ、まずはお許しをいただきたいと思っております。

お隣の土別、朝日合併協議会では、新市の名称や事務所の位置が決まりました。私どもの方はじっくりと腰を据えてそのあたりのところは検討させていただくという共通認識を持っておりますが、いささか委員長としても焦る気持ちもないわけではございませんけれども、統一しなければならない課題を粛々と協議をしていって、そして新市の名称、そして事務所の位置について議論、結論が出るように願っております。

いずれにしても、この基本項目等検討小委員会は、これからも何回か持たなければなりませんし、或いは住民説明会が始まるまでに全部終わり切れるのかどうかということが、私、委員長としても若干心配しているところでございますけれども、精力的に議題処理をしてまいりたいと考えておりますので、どうかご協力をお願い申し上げたいと思っております。

3. 議 事

福光委員長：それでは、早速議事に入らせていただきます。

継続協議となっております議案については、皆様方のお手元のレジユメに書かれているとおりで、5つ程ございます。新市の名称、事務所の位置、地方税の取扱い、事務機構及

び組織の取扱い、補助金・負担金の取扱い、それぞれまだ継続になっておりますが、新市の名称、或いは事務所の位置については、じっくりと議論をさせていただくということで、まだ議題に正式にのせておりませんが、この問題については2日の日に運営小委員会が開催されるというふうになっておりますので、その運営小委員会でも一定程度議論をしていただいて、そしてこの事務所の位置、新市の名称については、当委員会で改めて議論をしてまいりたいと考えております。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

それから、4番目の事務機構及び組織の取扱い、これは前回11回のときに、皆様方のお手元に資料として、どういったような組織形態になるのかという資料をお渡しをしておりましたが、このことについても運営小委員会で一定程度たいていただくと、もんでいただくということでご理解をいただいておりますので、2日以降のこの小委員会で改めて検討協議をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それでは、今日はまず継続協議の項目のその地方税の取扱いについて審議をさせていただきたいと思っております。これは先に財政シミュレーションを出していただいて、それをもとにこの地方税の問題については議論をしようという意見がありまして、先般財政シミュレーションの資料と説明があったわけですが、改めて今日この地方税の取扱いについて議題とさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、改めて事務局の方から地方税の取扱いについての説明をいただきながら協議をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

中西事務局次長：事務局の中西です。ご苦労さまでございます。

地方税の取扱いにつきましては、7月29日の日に最終の提案をさせていただいております。この協議のポイントといたしましては、一部の税率の違い、軽自動車税、法人住民税の均等割の標準税率と制限税率の問題、それから納期の違いをどうするか、それから都市計画税の扱いをどうするかということで提案をさせていただいております。

名寄市につきましては、法人市民税の均等割は制限税率、同じく軽自動車税につきましても制限税率を使用しております。都市計画税につきましても課税をしておりますが、用途区域の関係で風連町では一定期間が必要と、こういうことで説明をさせていただいたところでございます。

それで、9月13日の日に風連町で行われました第9回基本項目等検討小委員会のときに幹事会提案をさせていただいております。ここで地方税の取扱いに対する幹事会提案ということでございますが、読み上げさせていただきますので、ご確認をお願いしたいと思います。

2市町間で差異のある地方税については、次のように取り扱うものとする。1番ですが、都市計画税については、名寄市の例による。ただし風連町区域に係る用途地域指定については、平成22年度までに新市において調整を図る。

2番、2市町で差異のある法人市民税均等割及び軽自動車税については、名寄市の例による。ただし軽自動車税については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併年度及び

これに引き続く4年間は現行の額を採用し、5年目に標準税率の1.1倍とし、6年目に統一する。

3番目です。各税の納期は新たに設定するものとし、軽自動車税は6月、個人市民税は6月、8月、10月、12月。固定資産税については5月、7月、9月、11月、それぞれの月の16日から月末までを納期とすると、このような提案でございました。

事務局からは以上でございます。

福光委員長：地方税の取扱いについて、今事務局の方から幹事会での提案ということで3点にわたって説明をさせていただきましたが、この地方税の取扱いについては一定程度これは7月29日に議論をしてございます。改めて財政シミュレーションをご覧になって、この地方税の取扱いについて、事務局に質疑がございましたらお尋ねをいただいて、或いはそれぞれの委員の皆さん方のご意見をお聞かせをいただきたいと思いますけれども、発言ございませんか。

はい、野本委員。

野本委員：ちょっとお尋ねをしますけれども、確かに幹事会でのまとめの中には一部理解ができるわけですが、例えばこの軽自動車税の関係で、標準税率は名寄さんの場合は1.2倍ですから、ここで折衷案で1.1倍で若干の緩和措置ということなのですが、ただ歳入面のみならず、これなどもやっぱり当然標準税率でいった場合の0.1の差というのは、現状でどのぐらいの緩和になるのでしょうか。ちょっとお聞きします。

福光委員長：押さえておりますか、事務局の方で。

野本委員、標準課税でいった場合と1.1になった場合との差異がどうなるかとかね。

中西参事、どうぞ。

中西事務局次長：最初に載せました7月のときでしたでしょうか、前に一度資料をお配りしております、制限税率と標準税率のときの資料はお渡しをしております。しかし1.1倍の場合の部分については、この表ではすぐ読み取れませんけれども、風連町の影響額につきましては、標準でいった場合532万3,000円の影響額が名寄市が標準税率に戻した場合について出るわけでございますけれども、風連町さんが制限税率の1.2倍になった場合については216万2,000円という表を前につけさせていただいております。従いまして、この10%が影響額として出てくると思います。

福光委員長：190万ぐらいということか。

中西事務局次長：111万6,000円ぐらいになるかと思いますが。

福光委員長：ご理解いただけましたか。

その他ございますか。

都市計画税については、7月29日の話のときに、これは風連の用途地域指定が解けた22年度までには都市計画税というものは課せないということでご理解をいただいているのではないかと考えておりますけれども、市民税の均等割及び軽自動車税については、名寄市の例によるというふうに幹事会の方で一定程度集約をしてきておりますけれども、そのことについてはいかがお考えでしょうか。ご意見ございませんか。

法人市民税均等割及び軽自動車税は、これに幹事会提案として5年目に標準課税の1.1倍、ですから若干風連の場合高くなるということになりますね。そして6年目に統一をするということでございます。

そのことについて、ご理解をいただけますでしょうか。

これちょっと委員長からお尋ねさせていただきます。

6年目に統一するという事は、1.2倍に統一するという事ですか。1.1倍で統一するという事ですか。

はい、中西参事。

中西事務局次長：説明が少し不足していたかと思っておりますけれども、まず軽自動車税の扱いなのですが、合併年度、それに引き続く5年間というものでございますので、5年次に1.1倍というワンクッション置いて1.2倍の制限税率に持っていくという提案でございます。

それから、法人市民税の均等割なのですけれども、合併の翌年度から制限税率に持っていきこうという提案でございます。

福光委員長：法人税は合併時に、それから軽自動車税は5年目と6年目と。段階的ということですね。

いかがでございますか。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：佐藤ですが、税金ということで、住民にしてみますと、最も関心のあるところかなと思います。実際1人当たりの税額にすると、それほど大きい額ではないにしても、ランニング期間はあるにしても、結果として増税になるというのは、これ9月1日にも議論されている部分なのですが、何のための合併なのだという事で、当然住民側から反感なり疑問なりが噴出するのかなと思います。

それで結局は、専門部会、或いは幹事会等で名寄市側の税制に沿ってという調整の考え方が出てきているのですが、私はなかなか額はともかくとして、合併の結果として増税がついてきたということになると、非常にこれから名寄市、風連町とも11月の下旬、12月の頭にかけて、住民説明会に入る部分で、このほかにもいろいろ使用料とか出てくるのですが、このあたりは折衷的な部分というのはできないものなのではないでしょうか。これ2,200万をどうするかということになるかと思うのですが、6年目で名寄市側の形に持っていくということではなくて、もう少し時間をかけるような形で、当面は折衷的なことで、全くその安い方に合わせるということもなかなか現状では難しいということで、

ここは住民の方々にご理解をいただくと。

しかしながら、風連側からすれば、まるっきり名寄市側に合わせるということではなくて、名寄市側も合併のメリットがあったと。それから風連町側からしても、住民側からしてみると、合併によって住民負担がそれほど増えなかったという安堵感も生まれるのかなと思いますので、これは専門部会ではたたき台をつくって協議するということが、前回9月の時点では委員長案として出てきているわけですから、もう少し専門部会、或いは幹事会で知恵を絞ったたたき台というのができないものかどうか、如何なものでしょうか、幹事長。

福光委員長：はい、幹事長。

今幹事長：幹事長の今であります。

今、地方税の関係で、前回幹事会提案をさせていただいたときには、結果として今、佐藤委員さんがお話しになったような提案でありますけれども、両市町の現状の住民サービスを当面維持するための方策としては、税については今のままでいきたいということをございまして、ただ名寄市の税率に合わせるということではなくて、前提としては当面の住民サービスを維持するためと、こういうようなことを考えてのことです。

ただ、結果を見ますと、やはりどうしても合併をして税が増えるというような、全般ではないのですけれども、一部分の税が増えるということに受け取られるということであり

ます。従って、今、佐藤委員さんから話がありましたとおり、その住民サービスを維持できるかどうかということも含めて、全体としてももう少し議論をした方がいいのではないかと、こういう提案でございまして、私どももこれから出てきます、例えば福祉サービスの点だとか、或いはいろいろな点で個々でどうしても料金等がかかわってくる部分がありますので、ただ単に名寄市に合わせるという意味ではなくて、安い方にも合わせるかとか、そういうようなことでやっているつもりでございまして、その結果を見てまた判断をしていただくというのも結構かなと思っておりますので、この辺は単に税だけではなくて、サービス全般の協議をしていただいたらどうかと思っておりますから、委員長にもその辺の取り計らいをお願いしたいなと思っております。

福光委員長：今、今幹事長の方から説明ありましたけれども、法人税の均等割を上げるかどうか、或いは軽自動車税も高い方に合わせるかどうかということについては、これ1点だけでなく、他のさまざまな住民負担を求めなければならないものとの比較、或いは安い方に合わせるというような他の福祉部門や何かでも出てくるので、それと合わせてこれを考えていっていただきたいというご意見でございましてけれども、考え方が示されましたけれども、そのことについてご意見ございますか。

野本委員、どうぞ。

野本委員：今、幹事長の方から、今後議論されるであろう、いろいろ利用料金等の話

も出ますけれども、税の関係は、地域に生活する人たちはあまねく履行しなければならない義務規定ですから、ですから利用料とこの税とは余りごちゃごちゃにしてもらってはちょっと困るのではないかと。

従って、今、佐藤委員からお話のように、合併によって税が上がるということはもう、これ極端に合併その入り口論で住民の皆さんはもう鳥肌を立てたり、拒否反応を起したり、これはもう当然だと思います。合併に対する従来の広報の中でも、合併をすることによって、更に安定した行政サービスをしますよと言っているわけですから。

ですから、この殊、料金はその利用頻度、利用される方がサービスを受ける対価だけれど、この税というのは平均に行きますので、これは今、幹事長のそういった説明ではちょっと私は意図が違うのではないかと。ですから私は現状の住民サービスも福祉も長くキープするために、やっぱり専門部会の中などでも、それこそ費用対効果の中で従来両市町が行ってきた事業の中で、住民福祉の向上に寄与した事業なのか、専門的に内部で十分協議したその中でこういった溝を埋める努力をしているのかどうか、ただこっちの例による、こっちの例ではなくて、そういった従来事業の見直しを徹底した中で、少なくとも税だけには住民負担を避けていくのだということではなければ、これは入り口論から、これ住民説明会に入りますと、もう税については非常に敏感ですから、これは逆に非常に難しくなってきたはしないかという気がいたしてなりません。

福光委員長：他に発言ございますか。

今、佐藤委員、野本委員からそれぞれの発言、委員長もある意味で一定程度理解ができる部分があるのではないかと考えておまして、幹事会の提案ではありますけれども、この文言の整理については、もう少し考でできる部分がないのかどうか、そのあたりの見解を聞かせていただければと思うのですけれども。

例えば、6年目にいわゆる合併特例区の制度がなくなったら統一するという考え方でなくて、そうした文言ではなくて、5年目或いは6年目に合併特例区がなくなったときに、改めて検討するというような方法ではどうなのか。

中西参事、どうぞ。

中西事務局次長：事務的なことだけお答えをさせていただきたいと思いますが、税の不均一課税につきましては、合併特例法の中に定められている事項でございまして、その中の経過措置でございまして。

従いまして、中間的に1.1なら1.1という形で決めていくのか、更にもう一度1.2にするのかという検討でございまして、あくまでも計画期間として合併年とそれに引き続く5年間という定めが不均一課税で認められている最大限の期間でございまして。

福光委員長：5年間。

中西事務局次長：合併年度、それに引き続く5年間が最大範囲でございまして。

福光委員長：それ以内に決めろということですか。

中西事務局次長：不均一課税ができる期間ですね。

福光委員長：不均一課税が5年間だけできるという。

中西事務局次長：はい。

福光委員長：それで、6年目になったらもう統一せよということになっているということね。

中西事務局次長：はい。そこまででございます。

福光委員長：統一せよということは、5年目のときに検討するということではできないの。

中西事務局次長：ここは不均一課税でございますので、どちらかの形に決めておいて、その時点で合わせるというのが経過措置になります。

福光委員長：どちらかに一定程度税率決めておかなければならないということね。

中西事務局次長：はい。

福光委員長：さて、今そういうふうな説明ありましたけれども、ご意見ございますか。はい、岡本委員。

岡本委員：岡本ですけれども、野本さんのさっきのご意見だと、合併のスタート、入り口でもって増税ということが、住民の感覚にピツときて、これは大変ですよというような感じのご発言があったかと思うのです。

確かにそうなのですけれども、だけれども、合併をして減税をして、そしてさらに住民サービスが上がったという話は、やはり望みたいけれども、そうはいかないだろうと思う。どうしてもやはり負担はある程度の増を覚悟した上での合併でなければならないのではないのかなと思うのです。

ですから、余り刺激的な言い方をしない方がいいと思うのですけれども、減税をしないと合併できないよというようなことは、やはり考え方を改めてほしいものだなと考えます。

福光委員長：佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：風連の佐藤ですが、前回9月の時点では岡本委員も、増税になるというこ

とで疑問を呈していたのではないかなというふうに、まず確認をしておくわけですが、いずれにしても合併をしてできる新市、私たちは理解をしても、双方のそれぞれの住民が最終的にそれをどういうふうに判断をするか、理解をするかということでございますので、私たちはその部分は多少なりとも理解はできなくもないという部分なのですが、それでやはり徹底的な行政改革等を行って、住民のための市町村合併という形が前面に出てこなければ住民理解は難しいと。

ですから、例えば特例債を使って、箱物を建てるということを早々に打ち出した首長もおるようですが、少なくとも特例債というのは、名寄市側に単独で存在するわけでもなくて、これは当然風連側にも用途については発言して、協議をする権利があるわけですから、そんなことも含めて、そういった箱物にコストをかけていく、或いはそういうことではなくて、それこそ徹底した住民サービスによって、子供からお年寄りまで暮らしのいい、それだけでなく名寄市というのは、全道の上位にランクされている暮らしのいい街というふうに私は伺っておりますので、それをさらに徹底するというためには、行財政改革をやって、それから極力投資的事業についても十分に協議をして、ランニングコストの安い自治体のあり方を探っていくべきであると、それが今回の合併の根本になければならないと思うわけですが。

5年のうちに統一をしなければならないということはあるのですが、先程も申し上げましたとおり、上げることは一切だめということではなくて、1.2なのか1.1なのか、その中をとった話的なものは不可能なのかどうか、それによって先日財政シミュレーションを見せていただきましたが、全く風連側にすると2,000万以上のダウンということにもなるのかと思いますが、それが半分なり、いろんな形の考え方というのはできないものかどうなのか、そのあたりを求めているわけなのですが、如何でしょうか。

福光委員長：先程の野本委員の発言の中で、税に関しては、非常に住民の意識というものは敏感に響くという発言がありましたけれども、私もそのように思っております、委員長としても。

それでこの場合、名寄市の例によるとするのか、風連町の例によるとするのか、当然そっちの二者択一になるのだと思うのですが、或いは1.1にするのか、中をとってですね。そういうことになっていくのだと思うのですが、そのあたりのところをしっかりと委員の皆さんで確認をしておかなければならないだろうと思うのですね。

今、幹事会の提案として、名寄市の例によって6年目に統一するという事に提案がありましたけれども、委員会としての考え方、それを一定程度示して、再度幹事会で議論をしていただくという方法もひとつあるのかなと思いますけれども。

幹事長、発言ございますか。

今幹事長：税の関係、先程も言いましたように、どうしたら厳しい財政の中で、現状の住民福祉といえますか、サービスをどこまで保てるだろうかということの選択で提案をさせていただきました。

一方では、もう少し全体の施策を見て、今までやってきたけれども、やめるものはやめ

てもいいのではないかと、或いは内部の努力をもっとすべきではないかというようなことも含めて判断してもいいのではないかと、こういうご意見でありますので、その辺につきましては、幹事会としても一度基本的な提案をいたしましたけれども、一定の時間をいただければ、また考え方を整理して、また同じような提案になるかもしれませんが、時間をいただけないかなと思っておりますが。

福光委員長：はい、わかりました。

ということで、幹事会の方にこの地方税の取扱いに関する議題については、一度戻らせていただいてということにしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、これは継続として、幹事会に一度戻すということにさせていただきます。

それと、5番目、協議事項の補助金・負担金の取扱いについて議題とさせていただきますけれども、若干前回補助金・負担金の関係の資料が訂正されまして、新たな資料が皆様方のお手元に配られたと思っておりますけれども、もう一度そのあたりのところも含めて、事務局の方から説明をいただいて、議論をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

中西事務局次長：事務局の中西です。

不備がございまして、改めて対比をした資料をお配りをさせていただきました。風連町の負担金の一部が漏れていたということでございまして、細かい表になりますけれども、16ページのそれぞれ対比した資料を改めてお配りをさせていただいております。

風連町の方には142項目程の負担金がございまして、100項目程の補助金もございまして、計242項目ということで訂正をいただきたいと思っております。名寄市の方につきましても、職員費にかかわる部分の共済組合の負担金ですとか、退職手当組合の負担金等々が漏れておりましたので、新たにここの3項目を加えまして、負担金につきましては265項目、補助金につきましては192項目、計457項目にわたりまして、名寄市の方の負担金・補助金がございまして。

この中には、同じもの、それから似通った組織に対するもの等々が138項目程ございました。これを受けまして、負担金・補助金の取扱いということでございまして、これはあくまでも大まかな方向性について提案するというものでございまして、9月28日の時になりますけれども、農業委員会の提案をした時に、幹事会の提案の資料をつけさせていただいております。ちょっと資料があちこちになってしまっていて大変申しわけないのですが、こども方向性ですので、読み上げさせていただきます。

負担金・補助金の取扱い、協定項目C-12でございまして。負担金・補助金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等に配慮しつつ、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方についての検討を行うということでございまして。

調整方針ですが、1、団体に係るもの。(1)2市町で同一あるいは同種の負担金・補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。(2)2市町において独自の負担金・補助金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、新市において調整する。

2、事業に係るもの。(1)2市町で同一あるいは同種の負担金・補助金等については、制度の統一に向け調整する。(2)2市町において独自に実施している負担金・補助金等については、事業の実績を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つよう調整すると、こういう提案でございます。

福光委員長：今、事務局でそのように類似といいますか、同じような団体についての事業や、或いは団体にかかわるものについてはそうした考え方を持っていきたいというふうな考えを示されましたけれども、質問、ご意見があれば。

はい、岡本委員。

岡本委員：今、事務局で一生懸命説明した内容について、これらのものをこれだけ圧縮して金額を生み出すと、こういうことだと思うのですが、今話しているのは、さっき佐藤委員がおっしゃったように、その税をどうのこうのということよりも、徹底した行政改革をやって、そこから財源を持ってこいと。そして市民に安心して税金は上がらないけれども、サービスは上がるぞというような考え方を出せということだと思うのですよ。今みたいなことでもって、本当に鼻くそみたいな金額を一生懸命引っ張り出しても、例えば軽自動車税などは大した額ではないのだけれども、その額にも及ばないのだからと思うのですよ。そういうことだと思いますので、やはりもっと考え方を新たにしてほしいと思います。

福光委員長：他に発言ございますか。

はい、幹事長、どうぞ。

今幹事長：先程、税にかかわって、少し時間をいただきたいというのは、全体的なこととも皆さん方にお目通しいただくと同時に、今までとってきた施策でも、とれない部分があったらそれをやめていくということによって税額分を生み出す。

ただ、今提案をしていますのは、お互いに歴史と経過があって補助金を出している団体がございます。これは団体の運営にかかわるものと事業にかかわるものと2つ分かれていると。従って、同じような団体であれば、同じように統一をしていきたいと。

それから、独自でやっている場合。名寄にはないけれど、風連さんでやっている場合、その逆の場合、これについてはその経過を見きわめて、新しい市で補助金がどのくらいが適当なのか、これを決めていきたいと、こういうような提案でありまして、おっしゃるよう行政改革をやらなければならないというのは大前提でありますから、そのボリュームのほどについては今明らかになりませんが、しかし大前提にして私どもは考えているつもりでありますので、今は補助金の有り様について、同じ団体でも、いや、今までど

おりずっとやっていくべきなのか、或いは同じ団体だったら統一して、額も考慮していくべきなのか、或いは全く違うことをやっている場合についてはどういうふう措置をしていくのか、こういうようなことについて、ご意見をいただければ幸いです。

福光委員長：今、幹事長の方からお話ありましたけれども、そうした観点で委員の皆さんから考え方を出示していただきたいと思っておりますけれども。

中館委員、どうぞ。

中館委員：風連の中館でございます。

私、体協の関係をしておるものがございますけれども、例えば名寄の体協さんと風連の体協さん、おのずから歴史も違う、やる方法論も違う、考え方も違うという、これ同一な団体ですわね。それを一気に同一の団体だから統合するということでしたら混乱が起きるような感じがするのです。ですからやっぱり各団体によく話を聞いていただいて、話し合いの場所を設けてもらって、そして統一できるものであればいいですけど、やっぱりできないものも、という感じがするのですよ。今までの道スポだとかいるんなどころへ行って、名寄さんの体協の考え方と風連の体協の考え方に相当相違があるのです。そういうようなところもきちっと幹事会の方は、風連の人は助役を筆頭に知っておると思いますから、その辺のところをきちっと論議をしていただきたい、こんなふうに考えます。

福光委員長：幹事長、どうぞ。

今幹事長：今、中館委員さんおっしゃったとおりのことが提案として、団体に係るものの(1)で、2市町で同一或いは同種類の負担金・補助金については、関係団体の理解を協力を得て統一の方向で調整すると、こういうようなことで、もし理解と協力ができなかつたら統一はできませんので、それでは次の手としてはどうするかというのが今度出てくるなと思っています。

従って、今のご発言は団体に関するものの(1)は、文言としてはこのとおりでいいのではないかという趣旨にとらせていただきますが、如何でございますでしょうか。

福光委員長：よろしゅうございますか。

中館委員：敢えて念を押させていただいたのですよ。

福光委員長：いずれにしても、それぞれの団体が独立した個々の団体でございますので、名寄市と風連町とのそれぞれの同一団体がしっかりと話し合っていたかなければ、物事は進まないのではないかと。それは団体にかかわるものであれば、新市において調整するというに当然なるのだらうと思っておりますので、団体にかかわるものについてはこの幹事会提案の1、2のとおりでよろしゅうございますか。それは事業にかかわるものについて、これも同じように当然同一事業については統一していかなければならないだらうと

思いますけれども、しかしそれもそれぞれの歴史があって、それぞれの事情がございますので、それもやはり制度は統一に向けて調整するというようなことになっていかなければならないだろうと思いますし、新市に移行した後、調整しなければならないだろうと思いますので、この事業にかかわるものも新市でこうした形でやっていくということで、1、2というふうここに幹事会提案となっておりますけれども、このとおりでよろしゅうございますか。ご異論ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：なければ、それでは負担金・補助金等の取扱いについては、幹事会提案のとおり決定をさせていただきたいと思えます。よろしゅうございますね。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：はい、ありがとうございました。

それでは、継続されておりました5項目のうち、補助金・負担金の取扱いについては決定させていただきました。地方税の取扱いについては引き続き継続ということで、幹事会に戻して議論をしていただくということにさせていただきます。

それでは、次に新規協議事項に入らせていただきます。

前回19日の小委員会のときに残しました建設部関係の道路除排雪事業の取扱い、これについてそれぞれ担当者が来ておりますので、説明をいただきながら議論をしていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

中西事務局次長：事務局の中西ですが、最初に概略のみご説明をさせていただきたいと思えます。

提案をさせていただきましたのは9月28日の日の資料でございます、ページが12ページ、13ページになります。

福光委員長：農業委員会のとおり同じ資料ですね。

中西事務局次長：除雪事業につきましては、ここに除雪計画の概要ということで、風連町には6項目、名寄市の方で7項目ほど記載をさせていただいております。この中で風連町の方に独自にございますものは、市街地区利雪・克雪対策協議会補助というものと、名寄市の方には下から4つ目になりますけれども、市道及び私道の除排雪助成事業というものがございます。更にその下の排雪ダンプ助成事業というものがございまして、こちらが風連町と名寄で差異のある部分でございます。

出勤に対する降雪量につきましては、両方とも10センチで変わりがございません。それから委託料につきましては風連町2,370万、借り上げ料1,660万8,000円と、各額が少なく見えますけれども、風連町は直営でやっている部分がありますので、名寄市と多少差異がございます。名寄市の方につきましては、除雪に係る経費委託料から負担金等々を含めまして2億3,700万程がここに記載をされております。

13ページの方になりますけれども、車道の除雪につきましては風連町の延長が155.25キロメートル、名寄市の方は289キロメートル程除雪をしております、歩道の除雪は風連町は18.6キロメートル、それから名寄市は32キロメートルちょっとということになります。

それで、名寄市の方にかかわる部分でございますけれども、市道及び私道の除排雪助成事業につきましては、排雪50%補助、私道の除雪につきましては30%補助を行っているところでございます。更に排雪ダンプ助成事業というものがございまして、ダンプ1台当たり2,000円。実施戸数につきましては1,546戸、それから4,144台のダンプ助成ということで、昨年の実績につきましては890万円程でございました。

差異の部分等々の説明は以上でございまして、事務局の方の提案でございますが、前回の10回の幹事会提案の5ページになります。先程の負担金・補助金の取扱いというところの資料の5ページの方になります。

先程、説明しましたけれども、風連町は国道、道道の一部に除排雪の補助をしております、名寄市は市道と私道に対して助成を行っているところでございます。ダンプ除雪等も行っております、調整方針ですけれども、一体性確保の原則から特例区期間内(5年)に調整し再編するという提案でございます。

福光委員長：除排雪の関係につきましては、風連と名寄では若干助成について違う部分がありますけれども、結論としては5年間で調整をすると。調整して再編するというところでございますけれども、担当部課長が見えておりますので、何かこの際ですから、お尋ねしておかなければならないことがあれば質問をしていただいて意見を出していただければと思いますけれども。発言ございませんか。

野本委員、どうぞ。

野本委員：前回のときに具体的な調整方法としては、これは特に風連側のことを指していると思うのですが、助成事業は特例期間内で見直しをして、補助事業については廃止をすると、こういうふうに謳っていますね。幹事会のこっちのまとめでは、合併特例区期間内(5年)に調整をして再編をすると。これは我が町の場合、この市街地の利雪・克雪対策協議会という組織がございまして、この辺は文言によってのあれですけど、調整し再編するというのと、補助事業そのものを撤廃するのとでは、相当違ってきますので、これはいずれかの方式で歩み寄っていかなければ、これはすべからく何だかんだ前に進みませんので、ただしこれ表現の仕方で、返って廃止にする、これはさっき私どもの中館委員の体協の話も出ましたけれども、やはりそういった関係団体とは、十分部会単位なり担当課をもって、団体の理解を得た中で再編をするというふうに表現を変えられたらどうかと思いますけれども、どうでしょうか。

福光委員長：今回の提案をされております合併特例区期間内に調整すると。調整して再編するという文言であればよろしいということですね。

中西参事、どうぞ。

中西事務局次長：調書の内容についての説明が不足していることに対するご質問だと思えますけれども、具体的な調整方法、各調書の右側にかかっている分につきましては、専門部会で結論を出していただいた部分でございます。それを受けまして幹事会の方で調整を行っているということでございます。最終的に提案としては幹事会提案というもので、この小委員会の方に諮っております。

福光委員長：幹事会では野本委員と同じような意見が出て、恐らくこのような調整になったのではないかと思うのですが、  
幹事長。

今幹事長：今、事務局から説明したとおり、議論の経過をできるだけわかっていたきたいと思って、専門部会ではこういう話をされました。しかし幹事会ではいろんな協議をして最終的な提案になりましたと、こういうふうを受けとめていただければ結構だというふうに思っています。

ただ、幹事会の方も御存じのとおり、少しふわっとした文言になっているかもしれません。そういうところが少しこれはどういう意味だと、こういう議論の経過こういう表現だと、こういうようなことの説明はさせていただきたいと思っております。

福光委員長：よろしいですか。  
他に発言ございませんか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：発言がなければ、この道路の除排雪事業の取扱いについては、幹事会提案されております一体性確保の原則から合併特例区期間内に調整し再編するという提案どおりでよろしゅうございますか。そう決定させてよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、そのように決定させていただきます。

これで、建設部関係の事務事業の取扱いについては終わって、新規協議事項の2番目、福祉、市民生活関係の部分に入ってまいりますけれども、戸籍・住民事務の取扱い、これについて説明をいただきたいと思います。

中西事務局次長：戸籍・住民事務の取扱いでございますけれども、事務事業の一元化に伴うものでございます。前回お配りいたしました資料の右側の上のところに資料2と番号が振ってございます。

福光委員長：よろしいですか。それでは説明をお願いします。

中西事務局次長：資料の2、使用料・手数料の違いということでございまして、その中の住民票にかかわるものというタイトルでございます。

風連町と名寄市の住民票の形式に違いがございまして、風連町は基本的に世帯票の形式をとってございます。その中で3名までについて1ページ1に記載できるものを使用しております。名寄市につきましては基本的に1枚1人という考え方をとっております。それで住民票を交付する際に、風連町につきましては3名までが200円、それでその後3名増すごとに100円ずつ加算すると、そういう形をとってございます。

従いまして、3名分までは200円ですけれども、4名分だと100円増しの300円になってしまうということでございます。名寄市につきましては1件につき200円という考え方をとっております。家族何人おられてもそういうことにさせていただいております。

それから、違いがございましたのは、ここにありますように、年金の現況証明というのがございます。これは現状、昔やっておりました毎年1回誕生月に来ているという部分ではございまして、年金の申請をする際に、各種年金等々に制度の違いありますけれども、通常でいえば生涯に1回ないし2回、厚生年金と共済とかをもらおうとする人が、その年金の請求をする際に提出する証明でございまして、それが風連町につきましては無料、名寄市につきましては記載事項ということで200円をいただいていると。

それから、年金の現況証明で個人年金、これはご自分で生命保険会社とか、簡易保険等々に掛けられている方についての証明でございまして、こちら風連町は無料でございますけれども、名寄市は記載事項証明ということで料金をいただいていた経緯がございまして。

その下の登録原票記載事項証明というのは、外国人登録をなさっている方がその内容について証明を受けるときに、風連町につきましては300円、名寄市につきましては、これは記載事項証明ということで200円をいただいていると、こういう差でございます。

それで、第11回のときの幹事会提案でございます。2ページの一番上の段になりまして、戸籍・住民事務の取扱いについてということでございます。調整方針でございますけれども、住民票の写しの手数料については、名寄市の例による。それから2番ですが、年金現況証明については、公的年金に関するものは、その目的からして無料とする。個人年金については、名寄市の例により1通200円とする。3番目ですが、登録原票記載事項証明については、名寄市の例によると、こういう幹事会の提案でございます。

福光委員長：質問ございますか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：住民票の関係は、風連と名寄とでは若干違っております。住民票の写し名寄は200円、1件ですけれども、風連の場合は3名まで200円、その後3名増すごとに100円増ということになっておりますので、これを調整としては名寄市の1件200円とするということに統一をしたいということでございます。

それから、年金の現況証明の公的年金などは、このことについては無料、そして個人年金については200円をいただくということでございます。

それで、私も先程説明いただいたときに、個人年金って何のことか、ちょっとわからなかったのですが、ちょっとそのあたりも説明していただけますか。

中西事務局次長：事務局ですが、通常皆さんが必ず法的に入らなければならない国民年金ですとか、厚生年金ですとか、共済組合、それから議員年金も含むというふうに今回は整理をさせていただきましたけれども、そういう公的な年金について証明の手数料については無料としたい。それからそのほかに別途生命保険会社などと契約なさっている方がいらっしゃると思います。それから先程ちょっと触れましたけれど、郵便局も同じような制度をやっております。これはあくまでも個人的に追加して年金をもらいたいというものでございまして、現在現況届、公的年金の証明については、ほとんどはがきに自分の名前を書いて判こを押して出せば済むようになっていると思います。一部の年金というか、公的年金以外の部分につきましては、市町村長の証明を、言葉は悪いのですが、生存証明みたいな形で証明を求めている場合があります、こちらについては有料とさせていただきますということでございます。

福光委員長：ということで、個人年金と公的年金の違い、おわかりいただけたというふうに思います。それで個人年金については証明は200円をいただくと、こういうことでございます。

登録原票記載事項証明というのがあるのですが、これについては風連300円ですが、名寄は200円、これを名寄市の200円に合わせるということでございます。

はい、幹事長、どうぞ。

今幹事長：ちょっと補足で申しわけありません。

もう既にご承知のことかと思いますが、住民票の関係です。住民票は名寄市と風連町との間でやり方の違いがあります。どうして3名までということになっていますかという、世帯ごとに出てくると。名寄市の場合は1人ごとに出てくるということでありまして、従って4人家族のものを世帯票をいただきたいと、こういうふうになりますと名寄市の場合は1人ずつ4枚出て、それをまとめて1件とするから200円と。それはなぜかという、最近プライバシーの問題ありまして、余分な記載はしないということなのでありまして、その趣旨に基づいて1人1枚の住民票と、こういうふうに書いています。

従って、家族の欲しいよといったら、家族の数だけ、5人いたら5人の数だけ5枚、そしてそれを一括して1件というふうに数えますから200円。風連さんの場合は今までやっていたのは世帯ごとの票でやっていますので、その中から抜き出して書いてありますから、その違いがありますので、金額に差異があったということで、これからコンピューター化されますので、方式としては名寄市の1人1枚にして、合理的にしていったらどうかということでありまして、ご理解いただきたいと思います。

福光委員長：何かご質問ございますか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：なければ、戸籍・住民事務の取扱いについては、幹事会提案のとおり、この3つの方向でまとめたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、新規協議の3番目、交通安全指導員の調整について説明をいただきたいと思います。前回の19日に資料を配付しております。同じ資料に載っていると思います。

中西事務局次長：今の住民票の裏側のページになりますので、ご用意いただけますでしょうか。

交通安全指導員の関係でございまして、風連町と名寄市では、風連町は基本的に委嘱によりまして、町長が発令をして行ってございます。そこが大きな違いでございまして、事業内容につきましては、それほど大きな差異がございません。風連町には現在15人の指導員の方がいらっしゃいまして、直接町長の委嘱発令ということでございますので、報酬が支給されております。下から5行目ぐらいになりますでしょうか、報酬として月額5,900円、それから任期を2年間としておりまして、費用弁償もあわせて行っているところでございます。

名寄市の方には、現在23人の方の指導員がおられます。それから同じく智恵文地区に10人の指導員がおられますけれども、こちらはそれぞれ中で会費を徴収しておりますけれども、費用弁償も支給しております。ただし報酬につきましては、ボランティアという考え方をとっているところが大きな差でございます。

概要は以上のようなことでございまして、調整方針ですが、前回の幹事会提案の2ページの真ん中になります。風連地区、名寄地区、智恵文地区の指導員代表者と共に、合併までに組織の統合を調整する。2番、指導員の待遇、報酬、費用弁償等に差があるので、合併時に統一すると、こういう幹事会の提案でございます。

福光委員長：交通安全指導員の関係につきましては、今事務局が説明したとおり、風連と名寄では若干の差異がございまして、そうしたことの上でこういった調整の方法になっておりますけれども、何かご質問やご意見ございましたら、お伺いしたいと思いますけれども、ございませんか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：それぞれこの調整どおり風連、名寄、智恵文のそれぞれの交通安全地区の指導員代表者それぞれで合併までに組織の統一を図るような調整をしていただくということで、交通安全指導協会、それらの方に一定程度ゆだねるという形になるかと思えますけれども、こうした1、2の調整でよろしゅうございますね。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、そのように決定をさせていただきます。  
暫時休憩をさせていただきますが、30分まで休憩をさせていただきます。10分間。  
(休憩)

福光委員長：それでは、よろしゅうございますか。再開をいたします。  
引き続き協議に移らせていただきますが、新規協議事項の4番目、特別養護老人ホーム等の取扱い、前回19日の資料を見ていただきたいと思います。  
説明をお願いいたします。

中西事務局次長：事務局の中西です。  
その前にちょっと資料3の方になりますけれども、資料3につきましては、専門部会の方で事務事業の調整が終わったものについて資料として一覧表にしております。ちょっと一部わかりづらい部分がありまして、DLQと書いてある部分がありますけれど、これは戸籍のコンピューターによる記載システムでございまして、戸籍を打ち込むのは電動タイプライターではなくて、コンピューターを使って戸籍を記載しているということでございますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

それでは、資料の4ということになりますけれども、特別養護老人ホームの取扱いについてご説明をさせていただきますと思います。

特別養護老人ホームなのですけれども、介護保険サービス事業の中で、特別養護老人ホームと在宅支援業務及びデイサービスセンターにつきましては、風連町は直営施設として運営を行っておりまして、名寄市は社会福祉事業団に運営を委託しております。

資料4の1ページをご覧いただきたいと思うのですけれども、しらかばハイツが行っている事業でございまして、実績というところがございますけれども、特別養護老人ホームで行っている入所事業、それから短期入所、ショートステイですね。それからデイサービス、それから居宅介護支援事業等を行っております。

名寄市につきましては、ここで同じように特別養護老人ホーム事業と、それからショートステイ、それからデイサービスが2つ書いてございますけれども、楽々館につきましては土日祝祭日が休みの施設でございまして、友遊館につきましては12月31日から1月3日までが休みという施設でございます。

それで、次のページ、2ページになりますけれども、風連町には直営でやっておりますので職員数を記載させていただいております。前にお聞きしましたときには、全部で60人の職員の方が配置されているというふうに聞いておりまして、正職員35名、臨職25名ということでした。

参考になりますけれども、名寄市の特別養護老人ホーム清峰園でございますけれども、職員総数120人、内正職員が52人で、臨職が68人というふうに聞いております。

これが直営と事業団に委託していることで、3ページの下の方になりますけれども、1日当たりのショートステイの利用料金が変わってまいります。風連町では利用者負担を3,600円に設定しておりまして、右側の名寄市の方では1日当たり1,570円という料金設定をしております。

ここでの説明は、概略このようなことをごさいますて、幹事会提案の2ページをお開き  
いただきたいと思ひます。一番下の段になります、調整方針ということになりまして、  
風連町のしらかばハイツ及び在宅介護支援センター並びにデイサービスセンターについて  
は、合併後、社会福祉事業団運営等に移行するという提案でございます。

福光委員長：特別養護老人ホームの取扱いについて、今事務局の方から説明いただき  
ましたけれども、このことについて質問やご意見があれば発言を求めますが。

はい、佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：ここにあるとおり風連の場合直営でやっています、それから名寄市の場  
合はその事業団方式ということなのですが、この調整方針に至った経過をご説明願ひます。

福光委員長：この事業団方式、それから直営方式があるそれぞれの部分をこうした調  
整に至った議論経過を説明していただきたいということでございますが、幹事長願ひし  
ます。

幹事長。

今幹事長：幹事長今です。

合併いたしますと、類似施設が2つ設置されるということになります。しかし類似施設  
2つでありますけれども、運営形態がそれぞれ違うということでありまして、どちらかに  
合わせなければならぬというふうに思っております。サービスの内容はそれぞれ違わな  
いとは思ひますけれども、やはり行政運営の立場からいきますと、どちらかにきちんと統  
一をして運営をしていく必要があるというふうに思っております。

その際に、どういふふうに運営形態を考えていったらいいのだろうかという議論があり  
まして、ひとつには行政経費全般の中で考えていく必要が非常に大きな比重を占めまして、  
行政経費全体、行政体制全体の中で、これは事業団運営、或いは社会福祉法人というのを  
一部風連さんも委託をさせていただきますから、これらについても移行していくべきと、こ  
ういふふうに考えて、この方針を出したところでございます。

しかし、御存じのとおり、大変ここに至るまでは、運営を完全に移行するまでには、非  
常に多くの越えなければならないハードルがあるということでございますので、方針とし  
ては事業団運営にしていきたいと考えております。

福光委員長：よろしいですか。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：方向性としてはわかったわけですが、合併後というのは非常に含み  
のあるところで、これが5年なのか10年なのか、それは議論をしながらということで、  
今は何年ということが言えないかと思うのですが、いずれにしても風連のしらかばハイツ  
については非常に入念な、名寄の方はわかりませんのであえて言及しませんが、非常に予

防的な介護も含めて、至れり尽くせりの現在運営がされているわけですが、サービス内容等の事業団と直営の差、或いはその現在働いている職員に対する話し合い等についてはどのようなお考えなのでしょう。

福光委員長：はい、幹事長。

今幹事長：サービス内容については、特に介護保険対象事業になったということも含めまして、従来から直営であろうが、事業団運営であろうが変わらないと考えております。それから、現在いる職員との話し合いはただいまの段階では行っておりません。

福光委員長：よろしゅうございますか。  
佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：サービス内容についてはそれぞれ介護メニューに沿って行われているということで差がないということで、当然そうでなければならぬと思います。

ただ、後段の方の職員の問題、これが一番今後大きな問題になってくるのかなということに思うわけですが、私は今この問題について、この場でこの調整方針に沿って賛意を示すことはいたしかねるということでございます。それは今申し上げましたとおり、職員等の問題がありますので、一方的にこの場で云々ということには至らないという理由からでございます。

以上です。

福光委員長：他に発言ございませんか。

事務局からの説明があったように、風連の直営方式、名寄の事業団方式ということで、当然運営形態が違う、その運営形態の違うものを統一するというのは、合併時に、或いは合併までにということにはなっていないのは当然のことで、これらについては将来的には社会福祉事業団運営というような形態にしたいということですが、しかしそれも合併後という一定の年限を限定するのではなくて、それぞれの十分な関係団体、或いは関係者との協議、そうしたものを経てからでなければ、そうした状況にならないだろうと思います。

そういう意味で、佐藤委員からの発言があったことだろうと思っておりまして、この幹事会提案の合併後、社会福祉事業団運営等に移行するということだけ、当委員会でも決定をしておきたいと思いますが、幹事会提案のとおりでよろしゅうございますか。

はい、野本委員、どうぞ。

野本委員：この問題今、幹事長から話もありましたとおり、幹事会でも越えなければならぬ大きな山坂があることは議論をされたということですが、ただ問題になるのは、これは我が町、中館委員が会長を務められた行財政の検討委員会の中でも、当町における施設の民営化については、十分今後検討をしなければならない大きな項目のひとつで上げられておりますし、これは幹事会での調整方向で、事業団運営等に移行すると言い切

ってしまうことの是非だと思うのですよ。これ非常に確かにそういった方向、今、上川管内的に見ましても、中央部、富良野線、宗谷線におきましても、かなり直営の施設が非常に少なく、大半が民営の方向で進められている現状もありますけれども、ただこれ移行すると断言していいのかなと。

もう少し幹事会でも問題提起されたことも含めて、これは当然近く協議会の方にも委員長の方から報告もされるのでしたら、どういう表現がいいのか、ちょっと私も今、定かではありませんけれども、こういうふうに言い切っているのかな。これももう少しその辺の難しさを文章表現しながら、方向性としてはわかるのですが、その辺がちょっとのど元にひっかかるような気がいたします。

福光委員長：野本委員の発言の趣旨、十分理解をできると思います。

例えば、事業団運営等に移行することを検討するというような表現だったら納得できるということですか。移行するという決定的な。

野本委員：あんまり移行という言葉は。

福光委員長：しかし幹事会の中では移行するという、将来的にはこれが近いか遠いかは別として、いずれにしても風連の行財政改革検討委員会の中でも議論になっていることで、社会福祉事業団等に運営を委託するというような形にしていかなければならないということは、ご理解をいただけたと思うのですね。

野本委員：それは将来的が近年時は別にしてかですね。それはわかります。

福光委員長：それで、移行するというふうにはっきりと文言で示すことがどうなのかということでございますね。

幹事長、そのあたりのところは如何ですか。趣旨はおわかりだと思いますけれども。

今幹事長：先程の中で、かなり大きなハードルも越えなければならないという趣旨の発言をさせていただきました。それは佐藤委員が態度を留保するというようなこととも軌を一にするわけでありまして、当然幹事会の中では、とりわけ直営から事業団運営に委託をしますので、今いる職員の体制をどうするかということが非常に大きな議論でございます。

もちろん前段質問がありましたとおり、サービスの面では社会福祉事業団については十分に運営の受け皿になり得ると、安心してお任せできるということでは一致してございません。今話しましたように、職員のことについて非常に大きな越えなければならないハードルがあるということでございますけれども、それもひとつは方針がはっきり出なければ、なかなか進められないということでありまして、私は先程の佐藤委員の意見も、或いは野本委員の意見も十分に入所者のことを考えて、職員とも十分に協議をすべしと、こういうような付帯の意見をつけていただいたなと判断をしておりますが、表現はこのままであって、

付帯の意見をつけていただければ幸いかなと思っております。

福光委員長：今、幹事長の方から提案がありました。調整方針としては将来的なこうした合併後、移行すると。しかし付帯意見をつけるということもひとつの方法ではないのかというご意見がありましたけれども、附帯意見をつけることについては如何でございますか。どのように付帯意見をつけるか。つけなくてもいいのかどうかということもありますけれども。発言ございませんか。

高見委員、どうぞ。

高見委員：名寄の高見ですけれども、ひとつは風連町さん側にといって、大変あれなのかもしれませんけれども、ぜひ共通認識をする意味で学習をさせていただきたいという思いがございまして、しらかばハイツにつきましては直営でやられていることは承知をしているわけですが、ケアハウスですか、あれは30床でしたでしょうか。ケアハウスの運営については社会福祉法人ですか、その辺の経過といたらおかしいですけど、経過をひとつお聞かせ、わかる範囲で結構ですけども、つまりいわば特別養護老人ホームについてはもう以前からありましたから直営でやってきたと。しかし新しくできたそうした施設、ある面では極めて福祉事業としては連携を保つ意味で、ケアハウスの問題というのは、特養とはまた別ですけども、しかし事業運営では関連性が極めて強いのかなというふうに、私などは認識をしているわけですけども、しかし新しくできた施設はそうしたことで福祉法人に移行をしていっている部分がございますけれども、ですから逆に言うと、福祉法人のそうしたケアハウスといわば特養との一体感みたいなものが地域的な議論としてあったのか、なかったのかといたらおかしいですけど、そういう議論がひとつ、できれば言える範囲でお聞かせをいただければ、共通認識がひとつはできるのではないのかと思います。

もう一点は、移行することについて、今、具体的な幹事会提案がありましたけれども、私はどうこう言うわけではないのですけれども、ただもう一方では、職員については新市に引き継ぐということにしているわけですよ。ですからそれはもう既に確認をしている話です。ですからそういう面では極めて私なりの思いで言うと問題があるのかもしれませんが、ある面では移行をしていくとしても、そういう確認をしても職員の身分について、それでは職員の個々の選択肢というのが出てくるのではないのかと。

つまり、仮にですけども、事業団に移行される際に、事業団に行くのか、職員として残るのかと、この選択肢はある面では職員の選択肢になってくるのではないかと思うわけですよ。そうでなくて同時並行的に例えば新市に移行するときに、事業団に移行することであれば、これはちょっと違うかもしれませんが、1回新市に職員を移行してしまうわけですから、直営で移行すると職員の身分がそこで新市に受け入れられるわけですね。

ですから、そういう問題を具体的に幹事会等で、恐らく議論が僕はあって、詳しい話は別にしても、そういういわばタイムラグの関係で問題が大きく横たわるのかなというふうに考えていますけれども、方向性そのものを否定するのではなくて、そういう議論経過が

あったとすればお知らせをいただきたいと思います。

福光委員長：前段は副幹事長の方から、風連の問題ですでお答えをいただいて、後段は幹事長の方から。

池田副幹事長：風連の池田でございます。

ご質問のありました特別養護老人ホームにつきましては、63年に建設をしております、このときは直営でやりまして、50床ございました。その後30床増やして、今80床になっております。

そこはそこで直営のままやってきたのですが、その後平成9年でしょうか、これは社会福祉法人爽風会が設置する軽費老人ホーム、俗に言うケアハウスでございますけれども、ここは民間の出資といっても、どちらかというと行政の方がお願いをしてつくっていただいた法人で、事実役員報酬はほとんどといってありません。形式的な、形式というよりも行政が作り上げた社会福祉法人を結成していただいて、その後ケアハウスと、その当時デイサービスを併設をいたしました。

その当時、厚生省は全国1万カ所、つまり小学校の数の分だけデイサービスをつくりたいという目標がありました。それにちょうどたまたまうちものかったときに、デイサービスを併設するのだったらケアハウスは認めましょうと。これ裏話もあったのですけれども、それでデイサービスを併設した中で、2カ所の直営のデイサービスと法人へのデイサービス、これはその部分は委託でやりまして、町を2つの区域に分けて、直営の部分と委託の部分でやってきたという面がありまして、その中では当然内部でも、同じデイサービスに従事する職員に差がある、差がないという問題もありました。

しかしながら、特養のデイサービスにつきましては、従前の職員が採用し、その後社会福祉法人がデイサービスを開設したときには、全く新たに職員を採用したわけですから、その辺、条件の違いがありました。そのことは理解の上で採用されたわけでございますけれども、確かに役場と直営の職員とは条件が違うのは事実です。しかしながら準じておりますね。1年ぐらいいないし一定程度の給与は遅れて準じて上がっていくような実態になってございます。

先程ありました特養の民営化については、行財政の検討委員会でも、早くから民間に委託すべきだという声がありました。内部で具体的な議論に至るまではいかなかったのですけれども、私どもも既存の委託となれば、ほかの町村でも見られる社会福祉協議会が原則でやっているのが通例だと。

しかしながら、近くでは中川町が社会福祉協議会に委託をしたわけなのですが、先程、高見さんからもありましたとおり、紆余曲折あって5年間ぐらいかかりました。そのときに希望をとったそうでございますけれども、これとて結局はしっかりしたというよりも、民間がやるよといった場合に、社会福祉協議会がやった場合は、当然これは赤字の部分なりそういった部分は町が補填するのだろうと、こういう議論がやっぱり出てきて、事実上の本当の民間には非常に難しいわけです。

私どもも、旭川にも何点かの法人からも声かけを表立ったものはなかったですけれども、

なかなかそこも乗り越えられないということで、今日まで来ておりまして、今回は合併を機に福祉事業団という移行のものが望ましいのかなという感じで今日まで来ているわけですが、先程もありませんけれども、先程もありませんけれども、表現等についてはあるかもしれませんが、ハードルが高いのも事実です。しかしながら、これを機に直営というのはいよいよ改めていく方向を見出した方が望ましいのではないかと思います。

以上です。

福光委員長：幹事長、後段の方。

今幹事長：非常に大ざっぱな答えで申しわけありませんが、高見委員から話がありました職員の取扱いについてどうなるのだろうかということでございます。もちろん合併後という表現をさせていただいておりますのは、合併によって1回やはり新市に身分を全部引き継ぐと、こういうふうにしていきたい。

その後の運営を事業団委託、或いは「等」とついているのは、社会福祉法人も当然視野に入っているところでございますので、それらについて意向についてはどうするかということ、当然やはり今従事している職員の皆さん方の意向も十分調査をしなければならない。この上でまずははっきりと、事業団に運営したらこういうふうな運営になりますと。従ってそのことについて、職員の皆さん方の意向も調査をしなければならないというふうに思っております。

名寄市の場合は、東病院の移行が実はございました。国立病院から医師会の病院に移行するときに、国家公務員でございましたけれども、条件は全く違いますが、その際も国家公務員側、厚生労働省の側で職員の意向調査を綿密にやって、かなりその辺は丁寧にやりながら移行したという経過がございますので、私どももその例に倣いまして、まずは意向調査から始めなければならない。まずしっかりと事業団運営したらこうなりますという形を示して、意向調査をしながら、そして一方では人材確保もしなければならないということがありますので、諮っていきたく思っているところであります。

以上です。

福光委員長：ということで、それぞれ今疑問に思われたことを質問をして答えていただいたのですが、先程、野本委員から発言がありました調整文言ですね。その文言について移行するという言い切り方がどうなのかという考えが出されましたけれども、改めて野本委員、そのあたりのところは如何でございますか。

野本委員：野本でございます。

付帯意見の話もございましたし、できればこれここで職員の意見を聞く、これを付帯意見に入れても、ですから精神論としては今、幹事長からお話のように、私もそういった大きな課題を十分理解の上での幹事会のまとめだと思っておりますから、中身は私は了解をいたしました。

福光委員長：他に発言ございませんか。

（「なし」との声あり）

福光委員長：なければ、特別養護老人ホーム等の取扱いについては、合併後、社会福祉事業団運営等に移行するという幹事会提案でまとめさせていただきたいと思ひますし、これまで皆様方から発言がありましたことについては、付帯意見としては付しませんけれども、幹事長のところでしっかりと受けとめていただいて、新市に引き継いでいただきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、特別養護老人ホーム等の取扱いについては、幹事会提案どおりこの調整方針でいきたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

福光委員長：なければ、そのように決定させていただきます。

5時を過ぎましたけれども、若干まだ積み残しているものがありますので、保育料の取扱いに入らせていただきたいと思ひます。

事務局の説明をお願いいたします。

中西事務局次長：先程の調整案の次のページになります。資料番号では資料の5と打ってございます。

保育所の取扱いでございますけれども、風連町と名寄市ではまずこの1ページにありますように、保育料の料金設定が大きく異なっております。風連町は今年の4月に改正を行っております、3段階に分かれております。ゼロから1万3,000円まで。3歳児までに対する区分も持っておりません。一方名寄市でございますけれども、現在10段階を使っております、さらに3歳児未満と3歳児以上というふうに区分わけをしております。

今日追加の資料、1枚物で風連町と名寄市の保育料比較の参考資料というのを配っております、その中に国との比較表を載せております。国は7段階で、それがどのように名寄市と風連町に該当しているかということで、参考に資料をつけさせていただいておりますので、合わせてご覧いただければと思ひます。

ここでの問題点でございますけれども、認可保育所、名寄にもへき地保育所というものがございまして、認可保育所については同一の保育料の基準表を使うということになっておりますので、この保育料の統一をどうしていくかということで、認可保育所については同一の保育料体系を使ってくださいということでございます、これに対する調整をしたいということでございます。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思ひます。

ここでは、遠距離通所・通園事業ということでございまして、風連町では6段階の距離に応じまして、1万円から6万円まで支給をしております。名寄市につきましては右側の方に比較がございまして、中名寄の季節保育所が廃止された関係で、そこに通っていたお子さんに対しまして、ガソリンの実費支給をしております、このような基準で支給を

しております。こちらの制度につきましては、その子が今年で卒業するというところで16年度で終了します。風連町につきましては、今年度、今まで4カ所あった保育所を1カ所に統合して幼保一元を行った関係がございますので、先程の保育料とさらにこの遠距離通所・通園事業が設定されているということでございます。

それから、合わせて3ページもご覧いただきたいと思いますが、子育て奨励費・幼稚園就園奨励費事業というものがございまして、非課税世帯から町民税の所得割が10万2,001円以上の方も含めて、こういう表に基づきまして、お子さんに対しまして奨励費を支給しているということでございます。

一方、名寄市につきましては、幼稚園に対して就園奨励を行っております、こちらにつきましても4ページの方の表になりますけれども、こちらで統括されておりますが、これが名寄市が私立の幼稚園に通っている子供に対しまして奨励補助をしているところでございます。名寄市の方には所得税の限度額がございまして、10万2,101円以上の者については支給がございません。一方その下にございますけれども、幼稚園そのものに対する補助も行ってございまして、私立の幼稚園が行う事業に対しまして、予算の範囲内ということでございまして、運営補助等を行っているところでございます。

これを受けまして、幹事会提案でございまして、3ページをお開きいただきたいと思っております。

保育料の取扱いについてということでございます。風連町と名寄市で現行の取扱いに大きな差がある保育料について、次のとおり提案する。調整方針でございますが、1、保育料については、合併後5年間で国の基準により段階的に統一する。早朝・長時間保育料、一時保育料も含めて調整するというところでございます。

2、遠距離通所・通園事業については、風連地区に居住する者が、同地区の施設に通所、通園する場合に限り、合併後も存続し、現風連町が行っている遠距離通学助成との整合を図る。

3、子育て奨励費・幼稚園就園奨励事業については、風連地区に居住する者が同地区の施設に通園する場合に対し継続する。また私立幼稚園就園奨励費及び私立幼稚園振興費補助金については、名寄市に居住する者が同地区内の施設に通園する場合及び名寄地区内の施設に対して継続する。

4としまして、2及び3の事業については、合併特例区が終了する際、改めて必要な調整を行うと、このような内容で幹事会提案としたいということでございます。

福光委員長：大変、保育料の関係については、風連町と名寄市とでは大きな差がございます。その上で幹事会でまとめ上げたのが、保育料のこの風連町が3段階、名寄市が7段階になっている分を合併後5年間で国の基準に合わせるというまとめでございます。

それから、あと風連町がとっておられる遠距離通所・通園助成事業、これについては合併後も存続させると。それから子育て奨励費・幼稚園就園奨励事業についても、風連町に住まいをする方々がそうしたときには、そのまま風連のこれまでのとおり継続をするということです。名寄市のところでは私立幼稚園に奨励費とか振興補助金出してありますが、これは名寄市内に在住して、名寄の施設に通園するときには現行どおりだということでござ

ざいます。

2と3の事業については、いわゆる5年後、改めて必要な調整を行うということでございます。こうした幹事会の提案になっておりますけれども、委員の皆さんから質問やご意見があれば発言を求めたいと思っておりますけれども。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：まず、結論から先に申し上げますが、この調整方針の1の合併後5年間で国の基準により段階的に統一するという点については、明らかに無理があるということでございます。

ご案内のとおり、風連の今回の保育料については、幼保一元に伴っての部分なのですが、これは柿川町長の非常に大きな政策として取り組んだものであります。当然持ち出しも伴っているわけですが、やはり今ご案内のとおり、少子化あるいは子育て支援が強く叫ばれているところでございます。そのとき柿川町長が子供を育てるなら風連でと言われるような施策を情熱を傾けてやっていきたいというような熱い言葉が語られたわけですが、今それに基づいて非常にお母さん方、それから子供たちも喜んで、今新しい施設の中で遊んだり学んだりしているということでございます。それが名寄市は国の基準に従って、3歳未満については最大8万円と風連は1万3,000円、大きな差があるわけですが、これを5年という極めて短期間の中で調整するには、余りにも無理があると。

私が逆に申し上げたいのは、先程も申し上げましたとおり少子化の時代、いかに子供たち、今回の国の集計によりますと1.29でございますから、どんどん人口が減る方向に向かっていっていると。これは国の衰退につながるわけです。いずれにしても子供たちを安心して産める、安心して育てることが、これからの自治体としての非常に大きな役割ではないかと思っております。今までは福祉といえば、お年寄り中心のイコール老人福祉というような発想が私たちにもあったわけですが、これからはプラス子供たちの福祉というものも非常に大きなウエートを占めてくるのではないかと思います。

そんな中で新市において、この問題については政策として取り組むと。ですから国の基準に従うのではなくて、いかにもこの新市が政策として掲げる料金に設定をするということではなければならない。そのためには5年ではいかにも無理であるということで、私は新市においては例えば仮称として子育て支援条例的なものを制定して、新しい町は子供については全国一だと誇れるぐらいの政策を展開していくべきだと思います。

加えて、先程の特別養護老人ホームとの今回の保育所の職員の問題なのですが、これは全く逆バージョンになっておるわけございまして、そのあたりについての部分が今回の調整方針の中で出てきていないわけですが、その辺の調整も含めて、今後5年の特例区期間が終了してということではなくて、さらに10年或いはそれ以上の年数をかけながら、緩やかな子育て支援対策を講じていくべきだと思います。

以上です。

福光委員長：佐藤委員から、今、合併後5年で国の基準に段階的に統一するという点については無理があるという発言がございましたけれども、他の委員の皆様方はそのこ

とについて発言ございませんか。

野本委員、どうぞ。

野本委員：野本です。

まず、部会でも、住民の理解を得ながら統一に向けてというまとめをされておりますし、また幹事会でも5年間で国基準、まずそのところから、一番悪い例で、この3歳児未満または3歳児以上の第7段階で、これは政策展開の関係もありますけれども、3歳児未満については6倍の差があると。また3歳児以上については3倍の差、これはなぜ我が町がこういった方策をとということは、名寄さん側もいろいろご意見があろうと思えますけれども、やっぱり我が町の本年の4月1日に幼保一元化を政策の大きな目玉として掲げてスタートを切ったわけですけれども、この余りの段差の激しさ、月とスッポンという言葉もありますけれども、こういった大きな溝はなかなか、しかもこういった形が出ますと、これはまだ年度半ば、うちの幼保一元化がスタート切ってまだ6カ月ですから。

そこで、合併のもとにこういったものが表面化することは、非常に重要な特に今子育てにあえいでいらっしゃる若いお父さん、お母さん方のこれは本当にこの段差をもし一般の方がわかれば、大きな衝撃につながってくると。まさしく合併どころの話ではないというところにまで波及しかねないぐらいの段差があります。この段差をやはりこういった一連の表現だけでまとめ上げていいものだろうか。ですから、2つの自治体がそれぞれの首長さんが掲げた公約はそれぞれ住民の同意、議会の同意を経て事業展開をされる、これは当然あってしかるべきですけれども、合併議論を機にしてこういった問題が表面化する、これだけの段差がありますから、いま少し部会、また幹事会の中で料金体系のあり方の是非をもう少し練り直してもらいたい。幹事会に差し戻したい。そうしなければこんなのを今の段階で、これは名寄さんだっただけいろいろご異論があろうと思えますけれども、我が町がこういった政策展開をしたということは、今、佐藤委員からもお話しのとおり、これだけの段差のものを一般の特に風連の若いお父さん、お母さん方に、この小委員会の中で段階的に統一しますよと言い切ったら、これはえらいことだと。

私は意見としては、幹事会並びに専門委員会にもう一回差し戻して、この案件については十分その辺の住民の同意を得られるかどうかの議論も含めて、もう一回議論を練り直してもらいたいと。

福光委員長：他に、今佐藤委員、野本委員の発言に対して、ご意見のある方ございませんか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：他に発言がないようではありますが、佐藤委員、野本委員から厳しい発言がありました。野本委員からは、専門部会或いは幹事会に差し戻せというご発言ございましたけれども、佐藤委員からも発言があったように、この保育料の風連町の3段階の問題については、風連町長の政策的なものもあって、まだ6カ月しかたっていないという発言がありました。

その中で、この5年間で国の基準に合わせるのだということについては納得できないということでございますので、委員長から皆様方にお諮りをさせていただきますが、2日の日に町長、市長、議長、両小委員会の委員長、幹事長が入って運営小委員会が開催されますが、その場でこの問題について議論をしていただいて、柿川町長の考え方も改めてお聞かせをいただきながら、調整をするということにさせていただきますは如何かと思えますけれども、野本委員は幹事会に差し戻せというお話でしたけれども。

はい、佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：理解できないわけではないのですが、そういうトップダウン的なことでこの問題を決着するのではなくて、もう少し幹事会レベルで慎重に双方の抱えている背景ですとか、或いは新市が行わなければならない、取り組まなければならない政策は何なのかと、子供に対しては。すべからく国の基準に合わせることだけが新市としてのあり方なのかということも含めて、野本委員のご発言のとおり幹事会の方で再度慎重に議論をし直してほしいということが私の意見でございます。

福光委員長：ここで、幹事長、一言どうぞ。

今幹事長：幹事会としても、安直にこの提案をしたといいますか、結論を求めたというわけではございません。資料の5のところにある専門部会の中でも、ここは苦悩の議論をしております、特に同一自治体の中では認可保育所は同一の保育料の徴収基準額表を用いると、ここが大前提になってございまして、それではどちらの方に合わせるのかということもあります。確かに国の基準は国の基準でありますけれども、国の基準の以下であれば、また表の以下の基準の設定も、これは可能だと思っております、同一自治体の中での認可保育所は同一の保育料の徴収基準額表、このところをどういうふうにそれでは合わせていくかというのは、非常に苦悩でありました。

そこで、私どもの議論の中で、特に風連さんが政策としてとってまいりましたことは重々承知をしておりましたし、専門部会からも風連の保育所の統廃合の問題と幼保一元化の問題との経過、それらについても十分にお聞かせをいただいておりますから、その辺は全く無視をして議論をしたということではございません。

もちろん、この前段申し上げました同一の保育料の徴収基準、このところが国の措置費とのかかわりがあるものですから、このところをきちっとおこなければ、歳入は減って歳出が多くなると、こういうようなことになるものですから、あえて国の基準よっての統一を目指してはどうかと、こういうふうに表現をさせていただきました。

この専門部会であります、時間をかけて住民の理解を得ながら統一していくと、こういうふうになりますと、やわらかいわけでありますけれども、しかし幹事会といたしましては、もう少し具体的にと思ひまして、年限を区切らせていただいたところでございます。この辺については私どもも議論百出なのだということは承知しております、たくさんのご議論をいただきたいなと思っております。

それで、今差し戻しをいただくのは結構なのでありますけれども、この認可保育所は

同一の保育料の徴収基準をつくと、このところの取扱いをどういうふうにしていったらいいのかという点で、ご意見をもう少しいただきながら、この差し戻すものは差し戻していただくということの方がいいのかなと思っていますところであります。

それで、やはり先程ちょっと運営形態の話も出ました。名寄は4つ公立の保育所ありますけれども、現在、行財政改革検討委員会の中では、臨時的に民営の方向を探ると、こういうふうになっておりまして、それは時限的には、まだはっきりしておりませんが、言ってみれば運営形態も検討対象になっていくというふうになっているのは、ひとつご承知おきをいただきたいなと思っております。

そこで、どういうふうに本当にこれを進めていったらいいか、非常に悩みまして、原則同じ市民であれば同じ料金で子供を育てていくべきだ。ただ今までとってきた政策として、遠距離の通園、或いは子育て奨励、これはもう風連さん独特の政策でございますから、保育料は統一するけれども、このところはきちっと残していくべきでないかと、こういうような議論になってきたところでございますので、本当にでっかい格差を埋める努力はどうしたらいいか、私ども幹事会でも非常に悩んだところでありますけれども、方針としてはこうして、具体的にはそれではまだまだ方法があるのではないかと、本当にまだまだ知恵を絞る方法はあるかと思っておりますけれども、基本方針のところでもう少しご意見をいただければ幸いかなと思っております。

福光委員長：野本委員、どうぞ。

野本委員：今、幹事長の方から、歳入歳出の話も出ましたから、関連してお聞きしますけれども、これはたった今特別養護老人ホームの福祉事業団への移行の話が一応まとまりました。それから名寄市においても既に問題提起がされていまして、そういった前段でこの職員の引き継ぎの問題、それから新市後においても大幅なスリム化というのは、これはそれぞれ合併の是非にかかわらずスリム化を図るという前提がありますから、そういうことになれば、これは部会、幹事会の中でも、名寄市さんにおいても、そうしたら風連町の既存のしらかばハイツの特養の民営化に向けて検討するわけですから、しからば名寄市の今の4つの保育所の民営化についても、やはり幹事会のまとめの中で、それも出てきていいのではないかと、そういう中で人件費の削減、それから職員数のスリム化も含めて、どっちに歩み寄る、ひとつの方策として、そういったものも当然出てきてしかるべきではないかと。

そういう中で、もう既に名寄のその審議会の名前はわかりませんが、そういうものを問題提起されているなら、我が町で出されたような特養の調整方針と同じような方法でなぜ出てこないのかと、私はそこら辺が非常に疑問に思いますけれど、どうでしょうか。

福光委員長：幹事長。

今幹事長：今のお話のとおり、確かに幹事会の中では、保育所の運営方法の違いというものについて議論になりました。それは率直に申し上げまして、一般財源の持ち出しのパーセントなども含めまして話をさせていただきました。この一般財源の持ち出しのパー

セントをどういふふうに圧縮していくかという点で、名寄市の場合は今、民営化の方向で検討していますと、こういうようなことも議論としてあるところであります。

それを前提にして、預けるお母さんたちが、同じ市民になった場合、同じ条件の方が望ましいのではないのかというのがひとつありまして、少なくとも保育料の統一だけは図った方がいいのではないかと。そのほか地域的にやっている独自の政策、先程言いましたけれども、子育て支援や遠距離通園などについては、これは本当に子供を育てるという点では、風連町がやっている政策でありますから、ここのところは当面残していくと、継続していくということがいいのではないかという判断になりまして、決して一方で名寄市の運営に対してスリム化について棚上げしておいての議論ということではなくて、同時並行に議論をしていくということをお前提に話した内容でありまして、ぜひその点では理解はいただけないかもしれませんが、状況をお知らせをしておきたいと思っております。

福光委員長：佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：今の幹事長のお話、ご説明は、説明になっておらないのではないかと思います。

野本委員が先程申し上げたのは、先程私も特養とは逆バージョンだというふうな言い方をしましたけれど、その辺については一切、特養についても先程中館委員長をキャップとする行財政改革検討委員会の中で議論をされておるということで、当然内部でもやっております。

ですから同じように、だからということではないのですが、やはりこれから対等のパートナーシップを持って新しい新市をつくっていかうという考え方の中では、組織のあり方についてもきっちりと切り込むということが、それから行財政改革という話もしましたけれど、まさに具体的な形でここについては内部でやっております、こっちはきちんと文書化したよということでは、いかにもバランスに欠けるということでございますので、あれもこれもというわけではありませんが、やはりだれが読んでも、ああ、バランスがとれているなど、これぞまさしく対等合併だなどというその理念を、こういったところにも明文化していくべきだと思います。

いずれにしても、差が大きいと。今幹事長言われるひとつの基準にしなければならないというのは、だれしもそれは理解をするところであります。それが国の基準に従う形でひとつにするのか、或いは先程、税の中で申し上げましたとおり、別な形、政策として取り組んで、重点的にこれについては新市でやりますよというような考え方ができないのか。これは首長の考え方で右に行ったり、左に行ったりする部分はありますけれども、この合併の際の申し合わせとして大きな柱にするべきだと。これは建設委員会の方の仕事にもなるかもしれませんが、そんなことも含めて、繰り返しになりますが、改めて幹事会での再度の練り直しを求めるものであります。

福光委員長：いずれにしても、委員長としては運営小委員会でもんでもらった方がいいのかなと思いましたが、佐藤委員あるいは野本委員からは、幹事会に差し戻すと

というご意見が強うございますので、他の委員の皆さん方もその方向でよろしいかどうか。  
はい、林委員、どうぞ。

林委員：林ですけれど。

ただ、今、私もこれちょっとよくわからなかった、議論を聞いておりますと、かなりこれには高度な政治的な判断というのが入って、こういう今の制度が成り立っているということだと思うのですね。

そこで、もし幹事会に差し戻したとしても、非常に判断が難しくなるのではないかなという感じを私は今聞いておったのです。それはいろんなトップダウンがいい、悪いの話もありますけれども、いわゆる両首長、それから議長、それからそれぞれの委員長さん方等が入った中でやらないと、これ今の状態だったら、恐らく幹事会に差し戻しても、ちょっと判断のしようが非常に難しい案件か、ちょっとほかの事例とは違うような気がするものですから、私はそんな感じで聞いておったのですけれども。

福光委員長：他の委員の方、発言ございませんか。

今、林委員からは、運営小委員会に委ねた方がいいのではないかというご意見がありまして、若干佐藤、野本委員と考え方を異にしますけれども、他の委員の皆さんはいかがですか。

高見委員、どうぞ。

高見委員：今、私も林委員のおっしゃることに近いわけですがけれども、近いというか、そういう感じをするわけですが、ただお話がありましたように、運営小委員会で決めたということではなくて、議論は議論としてやっぱり基本項目小委員会で、まだ佐藤委員或いは野本委員言われるように、議論をすべきだと思うのです。

ただ、極めてこれだけの格差があるのには、私どもも率直に議論して、これは風連とか名寄とかという問題ではなくて、住民の側に少しでも合併というものを理解を求めたり、或いはしていくつらさの中では、負担を増やすということについては、これはもうだれしも嫌う形だと思うのですよね。ですからできるのであれば、それは総論の話になりますけれども、サービスは高く、負担は安くと、そういう感じになると思うのです。

ただ、こここのところで統一しなければならぬ、私は率直に言って、保育所の問題と特別養護老人ホームの問題が、ある意味で行政改革の問題も含めて、最大の議論になるのではないのか、こういうふう感じておまして、ただ前回出席をしていないものですから控えておりましたけれども、全体的に幹事長からも話があり、或いは前回の資料を見ますと、子育て奨励費なり、幼稚園の就園補助事業なり、或いは通園事業等々を含めて、ある面政策的に整理のできる部分を、例えばどういうふう整理をしていくか。このまま継承するのか、或いは保育料の部分を含めて拡大をしていくような部分的な調整が図られるのかどうなのか、そういういろんな議論もある面ではあるのかなというふうにも思うことございまして、ですからそういう面では政策的な議論として、ひとつ押さえていくのが、この小委員会の中でもさらにそれが決定的な問題ではなくとも、運営小委員会で一定の議論

をしながら、それらを参酌をしてまたきっちり議論をしていくということを保障していけばいいのではないのかなというふうに思いますけれどね。

ただ、ひとつだけ、これはお聞きをいたしますけれども、認可保育所の関係で、例えば私の認識が違っていれば、訂正をいただきたいのですけれども、風連の場合、季節保育所が幹事長言うように4つが統合されて1本になっていたという問題でありますから、例えば季節保育所、名寄市でもへき地保育所がある部分については、そうした処理をしてきているのですよ。智恵文地区なりですね。或いは中名寄はなくなりましたけれども、砺波地区なり何なり。市立のへき地保育所という形を一応持っているのですよ。ですから料金体系の違いがある。知恵は出せるのか、出せないのかという問題では、そういう面では季節保育所なり、へき地保育所だった部分については、料金の問題というのは整理ができた問題なのです。現存しているのは名寄にもあるわけですから。ですからそういう面で、ここで言っている認可保育所になったときの議論をどうするのかということに、もうひとつやっぱり焦点当てて議論をしていく。

極端に言うと、認可保育所でも季節保育所的に扱えることができるのかどうかといったら、これは法人ですから、そういうわけにはいかないでしょうけれど、議論がそういう中では料金体系を緩やかに変えていくときに、認可保育所としてはもちろんあるわけですがけれども、そういう緩やかな変更が模索できるものがあるのかなのか、これは私もわかりませんけれど、もっと幹事会なり、専門部会の中で議論をしていただく。

例えば、何々市、市立にしても、市立季節保育所でないけれど、へき地保育所にしたら怒られますけれど、そういう便法上でも整理をしながらやるのが、まあそんなやんちゃなことはできないかもしれませんが、しかし緩やかに妥協していくときには、いろんなことを模索をする必要があるのかなというような感じもいたしますけれど、手間本さん、何か話ありましたら、ご苦労あったと思いますから、お聞かせいただいて、共通認識した方がいいかなと思います。

福光委員長：それでは、担当の方から。どうぞ。

手間本説明員：手間本でございます。ご苦労さまでございました。

今のお話ありましたように、まず風連町の実情をちょっとお話ししたいと思いますが、5カ所の町立保育所、いわゆる日進というところがへき地だったのですが、これが資格要件が欠けまして、今は通常の町立保育所という、いわゆる前身はへき地ではなしに町立保育所ということで、それは現存としてあります。それはひとつ存在するのですが、残りの4カ所、これにつきましては、従前言うていたへき地保育所ではないのですよね。いわゆる通常の季節保育所というふうなとらまえ方をしている。この4つを町場の方のさくら保育所の方に統合したと、一本化したということでございます。

日進の保育所の今の運営形態はどうなっているのか、いわゆる認可ではないわけですから、これは現存として町立としてやっております。これは市街の方は給食を伴って、完全給食をこの4月からやっているのですが、そちらの方と違うのは、日進の方は給食は出していないと。いわゆるお母さん方が給食を持たせているということで、保育料が加重平均

しますと7,800円ぐらい、冬期間と夏と違いますから、平均しますと7,800円の保育料を頂戴して、日進は運営しているということでございます。

先程、高見委員さんの方からお尋ねがありました部分につきましては、さくら保育所の中で従来の4カ所の町立保育所のふうに置きかえるということにつきましては、これはできないと思います、実際に。つまり認可保育所の中で、無認可の分を組み込むということに相なるわけですから、それが同一の施設でやるということになるわけですから、いわゆる施設の子供たちに背番号つけるみたいなような格好になるわけですから、実際これは保育所の措置等の分からしめても、これは難しいだろうと思われま。

ただ、まだ正式に調べていませんから、法律的にどうのということについては、ちょっと時間を頂戴したいと思いますが、いずれにしても、そういう実情にあるということで、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

高見委員：ちなみに今、保育園には何名くらいおられますか。

手間本説明員：58名、保育所。これは先程言いましたように日進は含みません。

福光委員長：はい、野本委員、どうぞ。

野本委員：さっき言い忘れましたので、これ今、料金のことばかりが話題になっておりますけれども、しからばこの合併を機に、風連は法人でやっています、名寄は公立。しからばこの運営そのものをこういう未就学児童のこの幼年期における教育そのものを新市で将来的に民に委ねていくのか、公営でやるのか、この辺の議論はどうなっているのですか。その辺の議論も踏まえて、こういうふうなまとめになったのか、それともちょっとこだわりますけれども、今、幹事長から話のように、名寄でもそういった問題提起がされているのならば、なぜそれも出てこないのか、この2点についてお伺いいたします。

福光委員長：幹事長、よろしいですか。

今幹事長：運営形態の違いはありますよということは認識をしながら、先程も話したとおり、名寄市の中で今、民営の方向を探るといふようなことで話をしているところであります、それを具体的に検討課題に上っているということでもあります。

ここで、確かに運営形態のこともありますが、先程も言いましたように、認可保育所は同一の保育料の徴収基準でやらなければならないと、ここのところが非常に幹事会としても大きなテーマでありました。少し乱暴な提起になって申しわけなかったのですが、ここのところの解決をどういふふうにしていくか。今、高見委員からもお話がありましたように、もう少しこの同一自治体の中での認可保育所は同一の料金基準にすると、ここをもっと知恵を絞れないのかと、こういうことの解決ができれば、運営形態云々ではなくて、この問題を解決していくなといふふうにしておりまして、そういう

意味では運営形態のこととも関係する部分は歳入歳出の部分で関係いたしますけれども、料金の面でいくと、ここのところをどういうふうにしていくか、少し私どももこの議論が詰まって提案をしたということもありまして、この委員長さばきで今後どうするか、協議をしていただきたいなと思っております。

福光委員長：はい、佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：時間も経過していますので手短に。

どうも幹事長の説明、先程申し上げたとおりですね。この部分が見えないのですね。なぜ上げないのかと。

ちなみに、人件費も含めて、この公設の4カ所の軽費はいかほどになっていますか。

今幹事長：私が言いますのは、確かに民営化の問題、運営形態の問題をどう変えたとしても、この同一自治体の中での認可保育所は、同一の保育料の徴収基準額を用いなければならないと、ここの解決をどう図っていくかというところがひとつは大きなポイントですと、ここを越えるだけですということなのです。

そして、あと運営形態については、歯切れ悪い話させてもらっていますけれども、それは今4つある公立保育所の中で、どういう年次でこの公設民営がいいのか、準民営がいいのかということも含めまして、これは問題提起をして議論しているということなのです。ですからそれはひとつご理解をいただきたいと思っております。

そして、お金の面でありますけれども、非常に大ざっぱに申し上げますと、名寄は4つの保育所で全体経費4億です。それから国の補助金、道の補助金、保育料を入れまして2億の収入あります。従って一般単独費、一般財政の持ち出しが2億と、こういうふうになります。私どもはこの2億をどう縮めるかという議論を今しているということでありまして。従って、単純に言いますと、非常に大ざっぱですから、もう少し精査しなければいけませんけれども、50%の持ち出しということに相なっております。

福光委員長：はい、高見委員。

高見委員：時間のない中、済みません。

私は、佐藤委員が先程お話ありましたように、やはり少子化時代の中で、どういわず自治体が子育て支援も含めて、そうした部分で密度の濃いものをつくり上げていくかと。やはり原点はそこに僕はなければならないと思うのですよ。それが直営だ、民営だではない、特別養護老人ホームの方もそうだと思うのですよ。

ですから、この種の議論をしていくとき、私なりの意見を言わせていただくと、少なくとも自治体で直営で保育行政をやっていくときは、0歳児については3人のお子さんに対して1人の保育士さんが要るわけですね。3歳未満児については6名に対して1人の保育士さんが要る。そして3歳以上、4、5歳児になると、国では30名に対して1人ですか、保育士さん。ですからもっと言うと、民間でという言葉だけで言っているけれど、民間でや

っていく場合には、年長組といたらおかしいですけど、そういう部分については30人対して1人の保母さんでいいわけ。ところが0歳児なり、或いは3歳未満児については、言葉を悪く言えば不採算部門なのですよ、民間から見ると。

ですから、それを本当に民間に全面的に委ねていけるのかどうなのかというのは、私はある意味でそういう議論をしっかりとやって、直営、民間の議論というのはしていく必要があるだろうと思うのです。

ですから、単に今あるものを民間にするのではない、公営で持つ公立保育所については、0歳児なり、3歳未満児について、軸足を置いて、採算は取れないけれどやっていくと。そして年長の部分については、名寄の場合なり、風連でいっても幼稚園があったときに、幼稚園とそれでは保育所との関係がどういうぐあいになっていくのかと、こういう議論を私はしっかりとしていかなければ、単にここでひとつの採算性だけを考えた民営論、或いは直営論の議論をしていくと、大きな問題点を残していくのではないのかと思いますので、これは私の意見として申し上げて、具体的な中身についてはあれですけど、そういうものも私はしっかり幹事会の中で、直営でやっていく保育所のありようというものについて、恐らく議論はされているのだと思うのですけれども、そういう面で単純にいわば民間直営の議論をしていくと、私は大変議論が違う方向に行くのではないかと懸念をしておりますので、名寄の部分だけがそれでいいとか何とかではなくて、ぜひお互いに議論をしながらいきたいと思うのと、もうひとつは、先程ちょっと言ったのは、ついでに幹事会で議論をいただきたいのは、58名なり60名の方、名寄の場合270名かそのぐらい今いるのでしょうか、ですから地域的な私は要素として、料金に格差がつかないとすれば、大変子育て奨励なり、幼稚園の就園奨励費事業が1人当たりでも例えば非課税というか、課税世帯でも10万から8万の補助をしているわけですから、そういう名寄から見たらうらやましい話になるのですよ。

ですけど、これは町長のいわば一本化したときの公約がある。だけれど緩やかに変えていくというのは、料金がいったときにこういうものでやれることに対して、例えば単独でやっていくようなことも模索をして、どうしても統一をしなければならぬ時期は統一をしていく方向というのは、私はあるのかなと考えているので、そこら辺をもう少しお互いに議論をしながら整理をしていけばいかなものか。幹事会の中でも是非そういう議論をいただければと思います。

福光委員長：はい、佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：今、高見委員の方でまとめをしてくれましたので、そんな意味で一番最初に私が申し上げたとおり、5年間では無理であるという結論であります。

福光委員長：それぞれ各委員から意見が出されました。

決して、6時になるからというわけではありませんけれども、まだまだ協議をしなければならぬ課題があります。今日のこの保育料等の取扱いについては継続をさせていただきます。そして継続ということにさせていただいて、また次回に議論をさせていただきます

すが、その間、27日までということになりますけれども、幹事会なり、専門部会なり、今日の意見が出た意見を、日にちありませんけれども、幹事会なり、或いは専門部会の中でもう一度しっかり今日の意見、そういったものを受けて、どうあるべきか、どうできるのかといったことも議論をしていただいて、またその考え方も示していただきたい。その示していただいた議論をもとに、また小委員会としても議論をしていきたいと考えておりますので、この保育料等の取扱いについては継続とさせていただきますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：6時になりますけれども、もう一点、消防署業務の取扱い、このことについて議論をさせていただいて、今日のところを終わりたいと思いますので、事務局の説明をいただきたいと思います。

中西事務局次長：前回お配りいたしました資料で、一部事務組合の取扱いに属します消防の関係でございますけれども、前回一部事務組合につきましては、一旦脱退して、新市において改めて再加入すると、こういう手續でございますけれども、資料の1ページになります。

現在、風連町の方には5係、現状4係の組織がございまして、名寄につきましては4課11係がございます。

2ページをお開きいただきますと、一番上に、風連町には現在14名の消防にかかわる方がいらっしゃいまして、本部に1人、署に13人の方がいらっしゃいます。名寄の方につきましては、本部に7名を派遣しておりまして、署に41名の方がいらっしゃいます。

給与につきましては、この内給料は一体化されますけれども、特殊勤務手当等々、それぞれこれらにつきましては、一部事務組合の方の所管でございますので、異動がないということになってまいります。

4ページ以降につきましては、それぞれの署が持っております機械ですとか、予算ですとかについて順次記載をさせていただいております。

7ページには消防団について記載がございまして、風連の消防の方には団本部と4分団がございまして、定数67人に対しまして、実質66名の方が現在所属しているということでございまして、それから名寄の消防団の方におきましては、団本部と本部分団、それから4分団がございまして、119名の方が現在所属をしております。

それを受けまして、調整方針でございますけれども、10月19日にお配りをしております幹事会提案、その3ページの一番下になります。調整方針を読み上げさせていただきますけれども、複雑多様化、高度化する消防事業に即応するため、救急救助を含めた警防体制を整備した予防消防を徹底する。また消防団のあり方を協議するというところでございます。

2番、業務の一体性を速やかに確立するため、合併までに出動計画等の統一を図ると、こういうことでございまして、消防団のあり方、統一に向けたお話し合いをしていただくための幹事会提案ということでございます。

福光委員長：今、事務局の方から説明ありましたけれども、この消防署或いは消防団については、上川北部消防事務組合の方に所管することになっております。ですから当然、合併し新市になった場合に、上川北部消防事務組合の方で改めてそのあたりのところの協議もなされるだろうと思っておりますが、幹事会で提案されたこの消防団のあり方を、風連消防団、智恵文消防団、名寄消防団、それぞれの3つの消防団のあり方を協議するということでございますので。そうした、どのようなあり方にするかは、それぞれの消防団同士での協議をしていただくということでございますし、業務の一体性を速やかに確立するということですので、合併までにそのあたりのところを統一を図るということで、幹事会の提案がありましたけれども、提案どおりでよろしゅうございますか。

（「異議なし」との声あり）

福光委員長：それでは、消防署関係の業務の取扱いについては、幹事長提案どおりに決定をさせていただきたいと思えます。

今回の資料で、保健福祉部事務の取扱いが出ておりましたけれども、今日はちょっと時間的にこのところに入っていくのは難しいかと思ひまして、次回に協議をさせていただきたいと思ひます。よろしゅうございますか。

（「異議なし」との声あり）

福光委員長：それでは、今日のところは6番目まで決定をさせていただいて、後は継続にさせていただきたいと思ひます。

#### 4. 次回の小委員会開催について

福光委員長：次回の小委員会の開催については、皆様方のお手元の表にありますように、27日6時から風連町の役場で行いたいと思ひますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」との声あり）

福光委員長：ということで、新規協議事項の7番目から協議をしていきたいと思ひます。

#### 5. その他

福光委員長：その他、何かございますか。事務局の方、ございますか。

中西事務局次長：今後の日程でございますけれども、前回資料として日程表をお配りをさせていただいております、今回改めてもう一度再配付をしております。小委員会の方の協議では、次回の部分だけ、実は委員会の日程を設定しておりますけれども、皆様方、お忙しい方ばかりなものですから、一応こういう予定で現在計画をしているところでございますので、日程調整方をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

福光委員長：そのほかございますか、その他で。

事務局長、どうなの。29日の説明、今日しておいた方がいいのではないですか。27日では遅いと思いますので。

石王事務局長：事務局長の石王です。

それでは、事務連絡ということでご案内をさせていただきたいと思いますが、今月29日であります。金曜日ですけれども、午後1時から3時までの2時間ということで、名寄市におきまして、名寄市の市役所の4階の大会議室におきまして、職員研修ということで、北大の教授であります神原勝教授にお越しをいただくことになっております。講演のテーマでありますけれども、自治基本条例の視点についてということでのテーマで2時間ほど講演をいただくことになっておりまして、これにつきましては職員、それと議員の皆さん、それと合併協議会の委員の皆さんにそれぞれご案内をするということになっております。もう間もなくでありますけれども、ご案内文書が行くことになっております。

いずれにいたしましても、新市建設計画の中で、新市ができた以降、自治体基本条例をつくっていくということで、基本的に確認をいただいている部分でありますので、非常にタイムリーな時期に神原先生にお越しをいただくということになっておりますので、後程ご案内をさせていただきますけれども、今日直前に迫りましたので、日程等につきましてご案内をさせていただきますので、多くの皆さんにご参加をいただければと、このように思っております。

以上でございます。

福光委員長：ということでございますので、ぜひ万障繰り合わせて、参加をさせていただきたいと思います。

他に事務局からはございませんね。よろしゅうございますか。幹事長もございませんね。

## 6. 閉 会

福光委員長：それでは、長時間にわたって、大変熱心に議論をしていただきましてありがとうございます。継続した協議項目もございますが、順調に提案されております協議項目について決定をさせていただきました。

本当にありがとうございました。ご苦労さまでございました。終わらせていただきます。